測量業者に対する監督処分について

国土交通省東北地方整備局長は、本日、測量法(昭和24年法律第188号)に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

1. 処分対象業者

商 号 有限会社東日技術

登録番号 (6)-21785

代表者 代表取締役 石森 茂

所 在 地 宫城県栗原市一迫字鹿込11

2. 処 分 内 容

測量法第57条第2項第7号の規定に基づく営業の停止

(1)期間

令和5年7月15日から令和6年1月14日までの6か月間

(2) 停止を命ずる営業の範囲及び地域

営業の範囲:測量法第10条の2に規定する測量業に関する営業(注)

(注) 基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業

地域:全国

3. 処 分 理 由

有限会社東日技術の代表取締役は、令和2年9月から10月頃、元栗原市職員が担当していた複数の測量設計業務を、元職員自らが下請けする約束で受注し、その見返りとして令和2年11月から令和3年8月頃の間におよそ50万円相当の物品を渡した。

以上により、令和5年2月14日逮捕、3月7日贈賄の罪で略式起訴され、仙台簡易 裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、確定している。

このことが、測量法第57条第2項第7号に該当すると認められる。

(参考)

測量業者の不正行為に対する監督処分の基準

https://www.mlit.go.jp/common/000029971.pdf